

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐世保市

2 構造改革特別区域の名称

佐世保よかもんリキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

佐世保市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と交通

本市は、九州本土の西端部、長崎県の北部に位置しており、北は、松浦市、北松浦郡佐々町、同江迎町及び同鹿町町、東は、東彼杵郡川棚町、同波佐見町、佐賀県伊万里市、同西松浦郡有田町、南は西海市に接している。総面積は、長崎県全体の約9%にあたる364平方キロメートルで、地形としては、丘陵や山岳が多く、限られた平坦地を中心に市街地が広がっている。臨海部ではリアス式海岸が形成され、各所に半島や岬が見られる。このリアス式海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されている。

本市と周辺地域を結ぶ主要な交通網として、本市から北へ北松浦郡佐々町、同江迎町を経て平戸市及び南へ西松浦郡有田町に向かう国道35号線、東へ佐賀県伊万里市に向かう国道498号線、南へ東彼杵郡川棚町に向かう国道205号線、西海市に向かう国道202号線がある。また西九州自動車道の「佐世保みなと」、「佐世保大塔」、「佐世保三川内」の3つのインターチェンジを有し、長崎市や福岡市等へのアクセスを容易にしている。公共交通機関としては、JR佐世保線、松浦鉄道及び路線バスが中心となっている。

(2) 人口の動向

本市の人口は、平成17年度の合併により増加しているように見えるが、合併前の旧市・旧町に分けて比較すると、減少傾向にある。平成17年の国勢調査によると、258,262人で、前回調査（平成12年）と比較して4,272人の減少（△1.6%）となっている。

年齢別人口を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分でみると、年少人口は36,978人（構成比14.3%）で前回調査より8.8%の減少、生産年齢人口は161,021人（同62.3%）で3.6%の減少、老年人口は60,022人（同23.2%）で10.3%の増加となっており、少子高齢化が進んでいる。

一方世帯数は、99,933世帯で、前回調査より2,243世帯の増加（+2.3%）となっている。

(3) 産業の動向

①産業別就業人口の割合

本市の産業別就業割合は、全国と比較して第一次産業と第二次産業が低く、第三次産業は高くなっている。第一次産業では、漁業の割合が全国平均の3.98倍と高くなっているものの、農業や林業の割合は、全国平均を下回っている。第二次産業では、建設業の割合が全国平均を上回っているものの、鉱業や製造業の割合は、全国平均の半数となっている。第三次産業では、情報通信業、運輸業、不動産業、複合サービス事業が全国平均を下回っているが、その他の業種（卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援事業等）は全国を上回っている。

②主要産業（造船業・観光）について

本市の主要産業である造船業「佐世保重工業㈱」は、平成21年3月期決算短信（連結）において、売上高は船価改善等により、前期比16.3%増の775億円となっている。損益面でも、資機材等の仕入価格が高騰する一方で、船価改善等により経常利益は、前期比110.7%増の70億円、当期純利益は4.5%増の31億円となっている。

一方、観光については、平成20年の佐世保市観光客数を見ると、累計で4,482千人となっており、前年と比較して361千人（△7.5%）減少している。また、本市の主要観光施設「ハウステンボス」の入場者数は、平成20年7月～平成21年6月累計で1,707千人となっており、前年同期と比較して481千人（△22.0%）と大幅に減少している。これは、世界金融危機に端を発する経済不況や、円高の影響による外国人観光客の減少等に起因するものである。

③製造業について

本市の平成19年の事業所数（従業員4人以上）は317事業所、従業者数は7,601人、製造品出荷額等は1,753億円となっており、平成15年と比較すると事業所数は減少しているものの、従業者数、製造品出荷額等はそれぞれ増加している。

④農業について

平成17年の総農家数は3,474戸で、そのうち専業農家586戸、第1種兼業農家411戸、第2種兼業農家1,477戸、自給的農家1,000戸となっており、平成2年と比較すると、総農家数で1,017戸（約30%）減少し、専業農家も193戸（約25%）減少している。

平成17年の経営耕地面積は2,870ヘクタールとなっており、平成2年と比較すると、全体で992ヘクタール（約26%）減少している。また、耕作放棄地の面積は、平成17年度は1,137ヘクタールで、耕作放棄率が28%と高い率になっている。

佐世保市の農地は、平野部に恵まれていないため、田畑が混在する中で、丘陵・傾斜地を利用して水稻、果樹、畜産、花、野菜、お茶などの複合経営が行われており、特に、みかん、お茶、施設なす、バラ、カーネーション、畜産などの生産が盛んに行われている。

(4) 課題

①総論

全国的な経済不況の影響もあり、本市の有効求人倍率は、平成21年6月現在で0.37倍と低く、前年同月と比較して△0.16倍悪化している。また、地元企業は雇用を控えており、新規求人数も減少傾向にある。今後は、地場産業の活性化や企業誘致、新しい産業の創出等により、安定した雇用の場をつくることが求められている。

一方、本市は、ハウステンボスや西海パールリゾート等の観光施設を有するとともに、佐世保バーガー、九十九島かき等の観光資源の知名度が全国的に高い。今後は、農林水産業や商工業との連携を深めることで佐世保固有の自然や歴史文化、産業を地域ブランドとして磨きあげ、それらを守り活用する新たな観光スタイルである「させぼエコツーリズム」を全市的に進める。豊富な観光資源を活かし、佐世保の魅力を存分に体感できる総合的な観光施策の展開が求められている。

②各論（特産品の振興）

本市は、西海国立公園「九十九島」に代表される豊かな自然環境に育まれた農水産品やその加工品、そして平戸藩御用窯の卓越した技術が施された本市唯一の国指定伝統的工芸品の陶磁器「みかわち焼」など、他都市と比較しても品質的に非常に優れた物産資源を数多く有している。しかし、これまで、「農林水産業」、「商工業」の各所管部局において、縦割型の事業がなされていたことから、市として統一的な物産振興施策（PR・販売促進支援等）への取り組みが不十分であった。このことから、平成20年度に市の行政組織を見直し、物産振興関連施策の実施にあたっては部局の垣根を越えて統一的・横断的なPR・マーケティング活動ができるよう措置している。

現在、全国各地において、「物産振興」をキーワードとしたシティセールスが盛んに行われており、特産品の認知度や販売額の向上、観光客・交流人口の増加及び雇用の拡大等に一定の効果をもたらしていることから、本市でも、積極的な事業展開を図らなければならない。今後、更なる特産品の振興を図るためには、PR・マーケティング活動の充実の他に、特産品自体の魅力向上や付加価値の創出が必要であり、各産品の特長を十分に生かし、あらゆる世代の嗜好・ニーズにマッチするような新商品開発が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、耕作放棄地を活用したブルーベリー栽培に取り組む事業者がジュースやお菓子などの加工・販売を手掛けており、主にドライブ客や周辺住民等から好評を得ている。今回、生産者自ら製造したという「安心・安全」のイメージをセールスポイントにしたブルーベリーリキュールを開発する。特例措置の活用は、新たな顧客開拓やブルーベリー販売額の向上、そして本市物産品の充実につながる。

また、人を呼び込むための新たな仕掛けとして、ブルーベリーリキュールの現地販売や収穫体験ツアー等を企画し広く周知することで、観光客等が増加し地域経済への波及効果も生まれる。

その他、実施主体には、将来的に高齢者や障害者などを雇用し、自立支援や新たな雇用の創出につなげたいという考えもあり、地域の生きがいづくりの場としての役割も期待できる。

このように、本計画は様々な分野において社会的・経済的効果をもたらす可能性が高いことから、

地域全体の活性化を促す起爆剤になるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の実施により、特産物であるブルーベリーの付加価値を高め、本市の魅力向上につなげるとともに、観光事業との連携を強化することで積極的な情報発信を行う。具体的には、ブルーベリー手摘み体験をはじめとした体験型観光ツアー商品の開発・販売に努め、本市住民や観光客を呼び込み、交流人口の拡大を図る。

また、当該事業が軌道に乗り、ブルーベリー販売額の増加等効果が現れた場合、他の事業者による起業や新たな特産品の創出意欲を促すことができる。取り組みが広がることで、耕作放棄地の有効活用や特産物の生産増加につなげる。

本市では、ブルーベリーリキュールの製造販売をきっかけに、観光商品の充実や物産品等の販路拡大に取り組み、地域経済の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品の創出

特例措置を活用した酒類製造免許の取得をきっかけに、新たな特産品の創出意欲を高めることで、新商品の開発と本市物産品の充実が期待できる。

(2) 交流人口の拡大

本市物産品や体験型観光ツアー商品の情報について、観光分野との連携を図りながら積極的に発信することにより、観光客の増加が期待できる。

(3) リキュール製造件数の増加

新規参入が増えることで、新たな雇用を生み出すことができる。また、事業者ごとに味の異なる独自のブルーベリーリキュールを販売することで、商品の付加価値が高まる。

指標	H20年度 実績	H22年度 目標	H24年度 目標
(1) 特産品の件数	23件	31件	35件
(2) 本市を訪れる観光客	135万人	147万人	153万人
(3) リキュール製造件数	0件	1件	2件

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特産品の販路拡大事業

地域資源を活用した新商品の開発・研究を行うとともに、今後重点的にマーケティングを実施する「戦略産品」を選定し、産地と一体となって具体的な販売戦略の策定に取り組む。また、産品を絞った戦略的なプロモーションを展開するほか、市内外への営業活動、物産センター（市内：させ

ば四季彩館、市外：福岡アンテナショップ〔平成22年秋オープン予定〕を拠点とした本市物産品・特産品の認知度向上や販路開拓（拡大）に取り組む。

（2）エコツーリズム推進事業

環境省から選定されたエコツーリズム推進モデル事業を平成16年度から18年度までの3年間実施し、推進協議会の設置や基本計画策定など、一定の方向性を示した。今後は、基本計画等に従い、地域資源を最大限に活用し、多くの「させばエコツーリズム」を商品化できるよう取り組む。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ブルーベリー）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

佐世保市の全域

(3) 事業の実施機関

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する特産物（ブルーベリー）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準が6キロリットルから1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、特産物の付加価値の向上及び新しい本市物産品の創出につながり、ひいては、農業及び生産者の活性化が図られる。また、リキュール製造の取り組みは、他の特産品のイメージアップや小規模ながらも生産者の副収入向上につながるだけでなく、交流人口の拡大にも資することから、当該特例措置の適用が極めて必要であると考えらる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。